



広報



市の鳥・シジュウカラ



FUSSA

平成22年(2010年)

1月15日 No. 799

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課
〒197-8501 福生市本町5
☎042-551-1511 (市役所代表)
毎月1日・15日発行

人口と世帯数(平成22年1月1日現在)

区分	住民基本台帳	外国人登録	合計
男	29,331	1,108	30,439
女	28,791	1,319	30,110
計	58,122	2,427	60,549
世帯数	27,765	1,274	29,039

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

今号の主な記事

2面 介護保険サービスに関する確定申告 3面 基本計画の市民意見を募集 5面 新型インフルエンザ集団接種
6面 福生市教育振興基本計画の市民意見を募集 7面 体育館スポーツ教室・講座のご案内 8面 保健ガイド

確定申告

2月1日(月)より相談・受付が始まります

所得税(国税)・住民税(市民税・都民税)の申告はお早めに!

▼所得税の確定申告、住民税の申告の日程・会場等

相談・受付日 (土・日曜・祝日は除く)	受付時間 (混雑具合によっては、受付を早めに締め切る場合があります)	税務署員	税理士会	市職員	会場
2月 ① 1日(月)~5日(金)	午前9時~11時、午後1時~4時			○	市役所第一棟2階
② 8日(月)~12日(金)	午前9時30分~11時、午後1時~3時	◎	◎	○	
③ 15日(月)	午前9時~11時、午後1時~4時			○	
④ 16日(火)~25日(木)	午前9時~10時30分、午後1時~3時		◎	○	
⑤ 26日(金)	午前9時~11時、午後1時~4時			○	
3月 ⑥ 1日(月)~15日(月)	午前9時~11時、午後1時~4時			○	

注意事項

▶初日は大変混雑します。また、会場の混雑具合によっては、受付を早めに締め切る場合がありますので、ご了承ください。

▶土・日曜・祝日は、確定申告の相談・受付は行なっていません。

◆住民税の申告書のみ、市役所の開庁時間内に、市役所1階4番課税課市民税係で受け付けます。※確定申告の相談・受付はできません。

◆給与・年金所得で確定申告される方は、①③⑤⑥の相談・受付日をお勧めします。

◆給与・年金所得以外の所得で確定申告される方は、②④の相談・受付日をお勧めします。

◆事業・不動産所得等の方は、②④の税務署員・税理士の相談日に収支報告書を記入・作成のうえ、お越しください。

◆青梅税務署では、1月4日(月)から所

得税の還付(医療費・住宅借入金等)の確定申告の相談・受付をしています。※お急ぎの方、準備ができています。青梅税務署で申告してください。

◆次の方は、市の会場では相談・受付できません。
○初めて住宅借入金特別控除の申告をされる方
○譲渡(土地・建物・株式等)や山林所得がある方
○事業所得(営業等・農業)及び不動産所得がある方で、青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方
○繰越損失または変動所得・臨時所得の平均課税を申告される方

◆収入が無かった方も、市民税・都民税の申告が必要です。

◆遺族年金受給者は非課税ですが、住民税の申告をしてください。

◆失業保険は、課税対象外になります。

◆市役所へ車でお越しの方は地下駐車場へ、自転車の方は市役所の東側・西側の駐輪場へお停めください。

▼青梅税務署員による近隣市町での申告受付

相談・受付日	受付時間	会場
2月 1日(月)	午前9時30分~11時 午後1時~3時	羽村市役所(東庁舎4階大会議室)
2日(火)		羽村市役所(東庁舎4階大会議室)
3日(水)		羽村市役所(東庁舎4階大会議室) あきる野市中央公民館(3階集会室)
4日(木)		あきる野市中央公民館(3階集会室) 瑞穂町民会館(ホール)
5日(金)		あきる野市中央公民館(3階集会室) 瑞穂町民会館(ホール)

確定申告に関するお知らせは2面にも掲載しています

福生市のホームページアドレスは <http://www.city.fussa.tokyo.jp/> です

【確定申告について】

所得税の確定申告は青梅税務署で3月15日(月)まで行ないます(土・日曜・祝日は除く)。確定申告書は早めにご提出ください。確定申告書の作成やe-TAXによる電子申告については、国税庁のホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)・ヘルプデスク(☎0570-015901)をご活用ください。

◆公的年金からの所得税が源泉徴収されている方

平成21年分の公的年金の源泉徴収票(はがき)で、「源泉徴収税額」の欄に記載のある方は、確定申告により、所得税の過不足額を精算します。超過額は還付され、不足額は納付していただきます。

また、源泉徴収されていない方でも、年齢・扶養親族(配偶者を含む)の有無により、確定申告または住民税の申告が必要となる場合があります。源泉徴収票をお持ちのうえ、相談日にお越しください。

◆給与所得の方で年末調整をしていない方

勤務先の給与担当者に確認のうえ、確定申告または住民税の申告をしてください。

【住民税の申告について】

住民税の申告が必要な方

平成22年1月1日現在、福生市に住所がある方で、次の①~③いずれかに該当する方
①給与所得のみの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がなかった方(勤務先の給与支払担当者にご確認ください)

②事業・不動産・配当・年金・雑等の所得(所得金額の多少にかかわらず)があった方で確定申告をする必要のない方

※20万円以下の給与所得以外の所得がある場合や、所得税で申告不要を選択した非上場株式に係る配当所得のある方も申告が必要です。

③収入がなかった場合、どなたの扶養親族にもなっていない方、扶養親族になっても世帯を別にしていない方は、次の事項の基礎資料となるため、申告が必要です。(遺族年金・障害年金・老齢福祉年金の受給者を含む。)申告書裏面の「収入がなかった方へ」の欄の該当する理由を記入して申告してください。

申告が基礎資料となる事項 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・児童手当・保育料の算定、高齢受給者証の交付、児童・生徒就学援助費の認定、国民年金の免除、公営住宅入居者の収入状況の報告の基礎など

住民税の申告が必要ない方

①平成21年分の所得税確定申告書を税務署へ提出する方

②平成21年中の所得は給与だけの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている方(勤務先の給与支払担当者にご確認ください)

【確定申告・住民税の申告にお持ちいただくもの(①~⑤は提出になります)】

①税務署・市から送られた書類がある場合にはその書類、印鑑

②源泉徴収票や支払者の証明書など、平成21年中の収入が明らかになる資料

③年金を受給されている方は、日本年金機構(旧社会保険庁)から送付されている平成21年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)

④生命保険の控除証明書、個人年金控除証明書、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険の控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費などの領収書等
※医療費控除の方は、「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記載。様式は自由)を作成し、領収書は封筒などに入れてください。

⑤社会保険の領収書(昨年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの)
※国民健康保険税は、市役所で証明を受けてください。また、国民年金保険料・国民年金基金については、年金事務所(旧社会保険事務所)からの控除証明書(はがき)

⑥障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び障害者控除対象者認定書

⑦配偶者特別控除を受ける方で、配偶者に所得がある場合は、配偶者の所得が明らかになるもの

問合せ【所得税の確定申告】青梅税務署 ☎0428-22-3185

【住民税(市民税・都民税)の申告】市役所課税課市民税係 ☎551-1610